

1 検 査 率 分 類 表

事業 主体別	区 分	総 額		机 上		実 査		比 率				
		箇所数 (A)	金 額 (B)	箇所数 (C)	金 額 (D)	箇所数 (E)	金 額 (F)	C/A	D/B	E/A	F/B	
都道府県	被害報告	(2)	(38,000)									
		6,002	274,215,319									
	申請 (M)	(2)	(21,701)			(2)	(21,701)			(100.0)	(100.0)	
		5,972	229,739,464	2,554	31,549,348	3,418	198,190,116	42.8	13.7	57.2	86.3	
	決定 (N)	(2)	(21,612)			(2)	(21,612)			(100.0)	(100.0)	
	5,965	220,253,992	2,553	30,358,592	3,412	189,895,400	42.8	13.8	57.2	86.2		
	比率 (N/M)	(100.0)	(99.6)			(100.0)	(99.6)					
		99.9	95.9	100.0	96.2	99.8	95.8					
市町村	被害報告	8,646	129,372,132									
	申請 (M)	8,621	107,232,049	6,600	56,304,693	2,021	50,927,356	76.6	52.5	23.4	47.5	
	決定 (N)	8,617	103,484,314	6,597	54,431,507	2,020	49,052,807	76.6	52.6	23.4	47.4	
	比率 (N/M)	100.0	96.5	100.0	96.7	100.0	96.3					
計	被害報告	(2)	(38,000)									
		14,648	403,587,451									
	申請 (M)	(2)	(21,701)			(2)	(21,701)			(100.0)	(100.0)	
		14,593	336,971,513	9,154	87,854,041	5,439	249,117,472	62.7	26.1	37.3	73.9	
	決定 (N)	(2)	(21,612)			(2)	(21,612)			(100.0)	(100.0)	
	14,582	323,738,306	9,150	84,790,099	5,432	238,948,207	62.7	26.2	37.3	73.8		
	比率 (N/M)	(100.0)	(99.6)			(100.0)	(99.6)					
		99.9	96.1	100.0	96.5	99.9	95.9					

- (注) 1、被害報告額は施行令第5条による報告額である。
2、申請額及び決定額は、内未成額を控除した金額である(以下関係各表について同じ)。なお、決定額は、国庫負担率算定の基礎となったものである。
3、「実査」とは、査定の際、直接被害現場を調査して決定したものであり、「机上」とは、机上で資料により決定したものである。
4、上段()書きは、管理組合分で外書である。
5、国による代行分を含む。